
臨時金利調整法による流動性預金の金利規制とその考え方

1 基本的考え方

現行の金利規制は、平成 14 年度における流動性預金の全額保護を踏まえ、

金融機関が、預金全額保護という預金者の安心感に便乗して、高金利を付して預金を集める行動に出れば、ペイオフ解禁に際して、かえって様々な混乱が生じる可能性があり

とりわけ通常の金利では資金調達ができなくなった金融機関がそのような行動に走った結果、破綻することとなれば、社会経済的コストは極めて大きなものとなる、

と考えられるため、こうしたモラルハザードの防止の観点から、流動性預金が全額保護される平成 14 年度に限って金利規制を行っているものである。

2 現行金利規制の概要

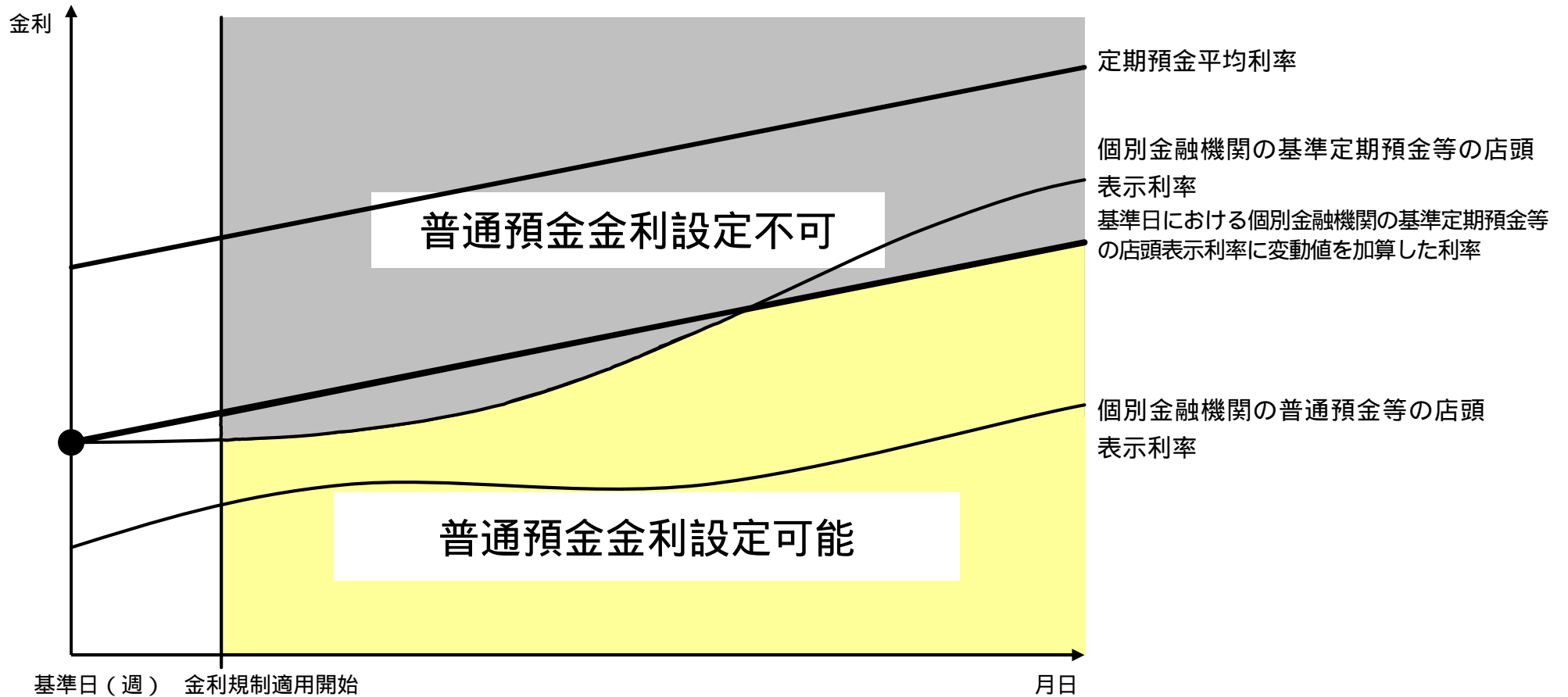
- (1) 当座預金については、無利息。
- (2) 普通預金については、当該金融機関の定期預金の店頭金利を上限。ただし、上限金利の引上げ幅は定期預金の市中平均金利の上昇分を超えないものとする。
- (3) 別段預金については、当該金融機関に適用される普通預金の上限金利を適用。ただし、既に契約を締結しており、金利を変更できないものは従来 of 金利を上限。
- (4) 上記の普通預金、別段預金についての規制は、平成 14 年度限りで終了。

(注 1) 上限に係る定期預金 当該金融機関の最も小口の 1 年満期の定期預金。

(注 2) 定期預金の市中平均金利 :日銀が公表している 300 万円未満の 1 年満期の定期預金の店頭金利。

(注 3) 流動性預金でも金融機関預金等の付保対象外の預金は、預金保険により保護されないため金利規制はかからない。

【 原則 】



【普通預金金利が定期預金金利を超えている場合】

